

第 3 5 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午前10時30分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | | |

欠席委員 17 番 長野 美千代

4. 議事日程
- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 係 長 | 長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。定刻の前ではございますが、皆さんすでにお集まりになっておりますので早速始めさせていただきたいと思っております。それでは本総会の開催にあたりましてご報告を申し上げます。本日の委員総数19名、17番の長野委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員18名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立を報告いたします。それでは農業委員会憲章を出席の皆様と一緒に唱和したいと思います。それでは皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p>それでは定刻になりましたので第35回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。今回の農業委員会憲章の指揮は16番藤原委員、18番荒牧委員をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは本農業委員会会議規則第5条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしく願いいたします。</p>

会長	<p>今日はお忙しい中にお集まりいただきありがとうございます。さみしいところではないといけません、一つよろしくをお願いします。では只今から第35回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>8番</p> <p>3番</p> <p>6番</p>	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>おはようございます。それでは事務局よりご説明をいたします。朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）は記載のとおりです。所在地番 大字吉田字小道 ■■■ 番地目台帳現況ともに畑です。面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ です。使用貸借権利設定で5年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。大字中松字下奥戸 ■■■番 地目台帳現況ともに畑です。面積 ■■■㎡ 所有権移転の売買です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字中松字高木 ■■■番 地目台帳現況ともに田です。面積 ■■■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字中松字上東原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑です。面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 所有権移転贈与です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字久石字長迫 ■■■番 地目台帳現況ともに田です。 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号1番について8番の岩本が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方は遠方に住んでおられるということで譲受人の方に耕作を依頼されました。譲受人の方は若い後継者でございます。使用貸借権利設定5年となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>議案第1号2番、3番につきまして、3番の宇藤がご説明申し上げます。2番は譲渡人、譲受人は記載のとおりでございますが、譲渡人は高齢のために畑ですが、耕作ができなくなったために所有者移転売買となっております。</p> <p>3番ですけれども譲渡人、譲受人は記載のとおりであります。譲受人の土地に隣接していた土地であり、長年管理されていたために今回所有者移転の売買の話が成立しましたので申請が上がってきました。以上です。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号4番につきまして6番安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。申請人同士は■■■でございまして今回新しく、今までは■■■の方が農業をされておりましたが、今回から■■■の方が実家に帰ってこられて■■■の方が譲り受けるということで■■■の所有権移転贈与でございます。ご審議方よろしく申し上げます。</p>

<p>13番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>5番について13番の市原がご説明いたします。譲渡人、譲受人、所在地は記載のとおりです。譲受人は■■■■で前回は■■■■の計画を提出されていたんですけど今回はさらにそれに加えて鶏舎を建設され、生産販売まで計画されての申請となっております。場所は■■■■の南側に位置しております、■■■■の隣くらいになります。何ら問題はないと思われま。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、第1号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>6番</p> <p>3番</p>	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1:申請人(議案書)記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字東原■■■■番■■■■地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 転用目的 車庫となっております。 番号2:申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字二本木前■■■■番■■■■地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 転用目的 農作業場 始末書添付となっております。 番号3:申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字赤迫■■■■番■■■■地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 転用目的 駐車場 始末書添付となっております。 以上3件ご審議お願いたします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号1番につきまして6番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては、議案書記載のとおりでございます。この案件につきましては自宅隣に■■■■を建てたいということで今まで■■■■をしていたので、■■■■きたので今回新しく■■■■するのにも■■■■が必要だということで今回申請が上がっております。場所につきましては集落内の住宅密集地でございます。何ら問題はないものと思っておりますのでご審議方よろしくお願申し上げます。</p> <p>議案第2号2番につきまして3番の宇藤が説明いたします。申請人、申請土地は</p>

<p>10番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案書のとおりでございます。申請人の親の代に作業場ができておりまして、始末書添付で上がっております。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>議案第2号3番につきまして10番の佐藤が説明します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。2年ぐらい前に荒廃地調査をしました時に■■■■■をされておりましたので、お話をいたしまして、事務局とも相談されて今回の駐車場の申請が上がっております。始末書添付です。場所は■■■■■から眺めますと、■■■■■の一番手前の場所になります。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>1番</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>それでは朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字白川字中原■■■■番■■ 地目台帳現況ともに田です。面積■■■■㎡ 転用目的 資材置場 契約の種類は転用所有権移転有償となっております。ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号につきまして番号1番の島田が説明いたします。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。場所は■■■■■から西へ150mほどのところになっておりまして、議案書の最後のページをみていただきたいと思いますが、前回■■■■■が申請してあったところがございます。■■■■■と■■■■■の間の幅が2,3mと狭くて機械も入らないため荒れ地となっております。それで譲受人の方が資材置場として管理をしていくということで転用所有権移転有償の申請です。なんら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め議案第3号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について、議案番号の欄に丸印が記載されている新規案件について審議します。事務局に議案番号1、5、8から10、17、24、29から35の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。今回は新規案件と再設定案件の入力を地区ごとに入力してしまい、飛び飛びになりましたけれども次回からまた新規案件が1号からなるようにさせていただきたいと思っておりますのでご了承ください。</p> <p>それでは朗読いたします。</p> <p>議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字北御手水 ■番地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外1筆 計2筆 ■m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字西柳 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外1筆 計2筆 ■m² 賃借権設定3年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字南町上 ■ 番 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外2筆 計3筆 ■m² 賃借権設定5年です</p> <p>番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字馬場前 ■ 番地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外2筆 計3筆 ■m² 賃借権設定3年です。</p> <p>番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字上ノ原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 賃借権設定4年です。</p> <p>番号17：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の山の 上 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 外3筆 計4筆 ■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号24：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字中西原 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 使用賃借権設定5年です。</p> <p>番号29：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字西中原 ■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 外3筆 計4筆 ■m² 農地中間管理機構10年です。</p> <p>番号30：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字西水入 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 農地中間管理機構10年です。</p> <p>番号31：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字桶池 ■ 番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 農地中間管理機構10年です。</p> <p>番号32：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字桶池 ■ 番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 農地中間管理機構10年 相続権者</p>

同意書有となっております。

番号33:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字池ノ窪
番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆 計2筆 m² 農地
中間管理機構10年 相続権者同意書有となっております。

番号34:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字東金間
番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 農地中間管理機構10年です。

番号35:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字赤迫
番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外3筆 計4筆 m² 農地中
間管理機構10年となっております。

以上新規案件14件 再設定21件ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7番 議案第4号1番につきまして7番のご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載の
とおりです。譲渡人は高齢のために農作業ができないということでこの度、譲受人
の人に賃借権設定5年が出ております。また、譲受人の方は新規就農者で何ら問題
ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

1番 5番につきまして1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
譲渡人の方は先月亡くなられたばかりで で を作っておられました
けれどもできないということで、今回譲受人の方が白川地区で後継者として頑張っ
ておられますのでその方に賃借権設定3年です。ご審議のほどよろしくお願しま
す。

8番 議案第4号8番、9番について8番の岩本が説明いたします。譲渡人、譲受人は
記載のとおりでございます。譲受人の方は昨年まで耕作されておりましたが今回正
式に許可申請となりました。

9番の譲渡人の方は高齢で耕作ができないということで譲受人の方に依頼されて
おります。8番の賃借権設定5年、9番は3年となっております。ご審議のほどよ
ろしくお願いたします。

4番 議案第4号10番について4番の渡邊が説明いたします。譲受人、譲渡人は記載の
とおりです。この農地はこれまで別の方が耕作されておりましたが、戻されたため
に新しく譲受人の方との契約となりました。譲受人は後継者もおおり、何ら問題はあ
りません。ご審議よろしくお願いたします。

13番 議案第4号17番を13番の市原が説明いたします。譲渡人、譲受人記載のと
おりです。譲渡人のほうは高齢で耕作ができないということで、譲受人のほうは新規
就農で頑張ってもらって、賃借権設定10年の申請が出ています。ご審議方よ
ろしくお願いたします。

14番 議案第4号24番について14番の村上が説明いたします。譲渡人、譲受人は記
載のとおりです。譲受人のほうは新規就農ということでこの土地自体が別の方が作
られておりましたが、戻されたので新規就農の方にお願して作ってもらうことに

	<p>なりました。何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。使用貸借権利設定5年です。お願いします。</p> <p>事務局 議案第4号番号29から35について、事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。この案件は全て農地中間管理機構を通しての貸借権設定10年となっております。番号29については後継者への賃貸借となっております。番号30、31また32、33は所有者は同一になりますが、公社が貸し付ける耕作者が別の方であり、賃借が金納また物納であるため分けて議案に掲載しております。番号30から35につきましては全て地域の担い手の方や、近隣の農地の耕作者が借り受ける案件となっております何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議長 ありがとうございます。では採決に移ります。経営基盤強化促進法による許可申請について異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議長 ありがとうございます。全員賛成と認め議案第4号は原案通り可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、6月の総会の日程を決めたいと思います。6月11日木曜日をお願いします。次回の農業委員会憲章は長野美千代さんと大塚恭徳さんです。その他委員さんから何かありませんか。ないならば事務局からお願いします。</p> <p>事務局 事務局から先月の農業委員会でも審議をいただきました非農地化の件ということで資料をつけさせていただいております。机の上に置いておりましたのでご覧いただければと思います。非農地化についてはこの委員さんになってから何度か研修をさせていただきまして、配布している資料は同じものになりますけれども改めて私も他の市町村なども確認させていただきました。非農地化の推進自体が大体5年くらい前から活発になっているような感じだと思います。目標としては一番上に書いておりますけれども、今後生かすべき農地を明確化し農地台帳を整理することで実態に即した農業情勢を把握することが現在必要となっております、会長からも何度もお話がございましたけれども、人・農地プランの実質化が今年度から本格的にスタートします。担い手、地域の人・農地プランのプランを作成している地域の担い手が8割農地を集約しないと補助金だったり、地域での基盤整備であったり、そういうところの補助金に影響が出てくるということで、今年度農政の担当と進めさせていただくところでもあります。そこで非農地化の推進も農業委員会として進めていきたいと思います。基本的に荒廃農地調査を毎年農業委員さんに8月にさせていただいておりますけれども、非農地化の基準というのがこの2枚目の赤い非農地化の基準、カラー刷りでつけておりますけれども何度も言っておりますが、森林の様</p>

相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整理が著しく困難なもの、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地、これに限ると思います。これでいくとかなりあちこち、非農地化にしなければならない農地が村内多くなっていると思うんですけども、この中で農政課としては農振農用地ではないところ、またその他中山間地域の交付金や多面的支払いの交付金の対象になっている農地、また農業者年金・贈与税の納税猶予の対象農地に該当していない農地を、私たちもリストにさせていただいております。もう一つ資料を見つけましたのでつけさせていただきますが、県からの文書です。再生利用が困難と見込まれる荒廃農地についてということで、これは平成31年3月に届いている文書ですけれども、基本的に8月の利用状況調査で農地に戻らないと判断した農地はその年度内に非農地判断を行ってくださいという通知が届いております。例えば10年前に非農地化という制度があったかというとなかったようですけれども、今、農地の情勢も変わっておりまして非農地を進めていかなければならない状況になっているというふうに事務局としても理解しております。南阿蘇村の農業委員会としてはどうしていくかということで、一枚目の資料の下の方に記載していますが、現段階で徐々に進めさせていただく中でこの前もお話ししたように、隣接に耕作管理されている農地がなく、四方ともに山林や原野など再生困難な土地に囲まれた農地についてはまず進めさせていただけたらと思っております。非農地化したことによって、そこにすぐ家が建つようなところは5条転用ということでこちらでもそこは農地法としてしっかり管理をさせていただきたいと思っておりますので、もう山にしかならない、ここは原野にしかならないじゃないかというところは各地域で上げていただいて非農地化を1件ずつでも2件ずつでも進めさせていただけたらと思っております。地図をどんな場所かということでこの前もお話があったので、ここは河陰になっております。もう川をまたいで向こうは南阿蘇中学校があるところの地域ですね。赤で囲んでいるところが農振農用地にはもちろん入っていない、所有者の方が農業者年金とかそのあたりまでは確認しておりませんが、周辺がすべて山、傾斜もある場所でとてもじゃないけれど農地には戻らないというところなんです。赤は私がこの航空写真で見ただけなので現地に行くとも状況が違うかもしれませんが、航空写真で見た限りではこの赤は非農地化していかなければもうどうしようもないところじゃないか、植林されているところもあると思っておりますけれども土地を管理するために植林をされているところで、このような場所は非農地化を進めていきたいと思っております。あとは青で囲んでいるところはなるべくわかりやすい写真をつけさせていただいたところですが、荒れているように見えます。これがどのくらい、何年くらい耕作放棄状態になっているのかはまた農業委員さんと現地を確認してみないとわかりませんが、この中で例えば上の北側の方で下には耕作されている農地があって隣接している農地が荒れているというところがあると思っております。ここは所有者の方と耕作されている方との承諾がとれれば非農地化していかなければしょうがない農地ではないかということで、この航空写真を見る限りで判断したところです。

前回現地を見た時はこちらの事務局で航空写真をもってここを非農地化していきましょうというものを出示させていただきましたけれども、今後できれば委員さんの方から次ここは非農地化を進めていきたいという提案をいただけると、こちらでも進めやすいのかなと思っておりますので、ご協力をお願いできればと考えております。非農地化についてはこのような感じで資料をつけさせていただきましたけれども何

	<p>かご意見がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>各市町村調べてみると、やはり植林してあるところはできないと明記しているところもあります。現状復元不可能な農地は非農地化としているところもあります。実際現状を見ていくと、植林は全て4条転用していけというのかなり高齢の方が所有だったり亡くなっている方が所有していたりで難しい状況です。農地に隣接して植林というところは転用を進めさせていただきたいと思いますが、先程見ていただいた地図もそうですが、この前議案にあげさせていただいたところも、もう山の中で木を植えるしかなかったところは非農地化でうちの農地台帳からも農地の面積を正確なものにしていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>南阿蘇村はこうしますというようなことを決めようじゃないかということで案を作ってもらった。村上委員が言っていたどこまでするかをしっかりと決めるのかというのがあったと思うが、南阿蘇村はやるところまではどんどんしていきましょうと。私は事務局が見てここなら大丈夫ですよという流れで非農地化していかないと、人・農地プランの絡みもあるのでいけないと思う。</p>
委員	<p>前回のは非農地通知を発出したのか。</p>
事務局	<p>本人にはまだ通知は出しておりませんが、議案は通していただいたので農地台帳は現況をかえさせていただいて、最終的には本人が法務局に地目変更をしないと変わってこない。農地台帳はもちろん外して農地の面積を集約はしているのですが。</p>
委員	<p>農業委員会から書類を持って帰っているのか。</p>
事務局	<p>本人に通知を送って、本人が法務局に行かなければいけません。農地台帳は総会議案の決議で修正していきます。</p>
議長	<p>今の手続きの流れを説明してくれないか。非農地化したいと申請する、見に行きます、農業委員会にかけます、手数をして何をして書類を書いてやって、本人さんにやって本人さんが法務局に行ったらできますというのを。</p>
事務局	<p>基本的に今農地所有者の方から非農地化したいというのはなかなか出てきておりません。ですので農業委員さんの方でここをということで提案をいただければ、まず事務局が法務局に全部事項証明を取りに行きます。正しい所有者と例えばその経緯がどうなっているかなどを確認させていただきますので、それから非農地申出書を農業委員さんにご協力いただいて所有者または相続人に署名、捺印をいただいたものを基に現地を確認して議案として総会にかけさせていただきます。総会で議決ができましたら本人に非農地通知書を送らせていただきます。非農地通知書をもって法務局で地目変更の手続きができるようになります。登記申請書の様式もインターネットで取れますが、所有者の方には事務局から送らせていただきたいと思います。所有者が御生存の方であれば、その方が登記申請書と非農地通知があれば</p>

	<p>郵送でも法務局に地目変更の申請ができるということになっております。これがお亡くなりの方の場合は除籍謄本や住民票等が必要になります。登記手数料はかからないということになっておりますので、本人が地目変更の登記をされて登記が済みましたというのでしてから正式には税務課の登記地目というのも変わってくるようになります。ただ農地台帳は議会の総会の承認が得られれば、登記地目は田畑だけれども、事務局がみて山林なり原野なりという現況地目にして農地台帳からは外していくような形にしたいと思っております。</p>
議長	<p>荒廃調査で見て回ったり、所有者個人があそこを非農地にしたいと言ったら事務局に行くか、その本人さんにあそこは非農地にしてもらいたいのだがと尋ねないといけないか。</p>
委員	<p>だからA、Bと分けたでしょう。あれにまた下に非農地設定の枠を作れば、荒廃地調査も楽になる。</p>
事務局	<p>去年は非農地化というのを一回出していただいたんですよね。かなり出ています。うちが地図で見させていただくんですけど、じゃあどこからかとなるとなかなか難しい部分もあってですね。</p>
委員	<p>ちょっといいですか。確かに言われる通り1割は残しなさいというのがあったんですけど農業者年金は経営上の場合全部一括ですか、使用貸借10年以上しなさいということで、使用貸借の方が問題なんですよ。名義が変わらないので。だから名義が変わって一括でやった分については昔は税金がかかっていたので、国税がかかっていたんですよ。死なれた時には免除に代わる。だからその分でいろいろ縛りがあったんだけど、転用部分は所有権移転してしまえば子供になったら農業者年金は関係なく売ってもよい。</p>
事務局	<p>贈与税の一括贈与を受けられている人はまたそれで縛りがかかってくるんですよ。農地を動かさない。一括贈与の納税猶予を受けていらっしゃる方は相続が完了するまでは、農地の面積が減っていない、減っていないか増えているか亡くなったときに確認があります。そこでまたひっかかってくるので。</p>
委員	<p>の時もし売ったのなら税金が猶予されているじゃないですか。売ったならこの次は遡って税金を払わないといけない。何百万も払わないといけない人が出てきた。長野の人が一回そういうことがあって、売ったら200万円くらい税金が言ってきた。そういうことをだれも教えなかったのだからわからなかった。そういう話を聞</p>

	いたので猶予してあるのは6万とかそのくらいかもしれないが何十年さかのぼってだからそこを気を付けないと税金がかかってくる。
事務局	そこだけはこちらでもチェックさせていただきますので。
委員	もう一つお願いがあるのだが、農振のところで一つ転用してくれというところがあると思う。それが農振に引っかかっているから難しいだろうけどどうにかそれを外せるように工面を考えてもらえないだろうか。そうでないと農振が外れないのに、東下田の上にも外したいところがいっぱいあるのだが、外れない。農振をどうにか外す工面を考えてもらえないだろうか。
事務局長	見直しはしていますが、なかなか難しい。
委員	農振というのは農地を守るためにあるというが、実際は今は山際に農振が入っているところなどかえてそれが逆効果になっている。
委員	もう一ついいですか。相続ができていなくてもいいんですか、非農地化は。
事務局	その非農地化の地目変更は、相続の代表者でできる。相続人が例えば同意をみんな取らないといけないということはないです。非農地化はできます。地目変更はできます。売買とか農地法になってくるとそこはできないんですけど、非農地化の地目変更だけは、所有者の方との除籍謄本、戸籍謄本で関係が分かれば申請が代表者の方でできます。
会長	非農地はB判定で出た自分の地区の係りのところ、そこでここは非農地にしてもらいたいという感じの時に本人さんに非農地にしないですか、と聞いて、いいようにやってくれと言われたら事務局に行って事務局が判断して、やりましょうかとなったら全部事項証明書を取りに行き、というようなパターンまでここでやろうという気持ちでありますがどうでしょうか。手持ち無沙汰にしているのでもう少しこうしましょうぐらい。
事務局	私の意見は、できれば例えば今月は久石大量に出ているところがあるんですけども、では次は河陰地区からとかそういう感じで順に提案をしていただけるとこちらでも助かります。事務局で地図を見て探してはなかなか時間を。各地区から例えば今月は白川のどこかからという感じで提案をいただけるとうちも動きやすいです。そしたら委員さんもそんなに負担が。
会長	それでいいが、 そしたら現地確認は8時集合などになる。
事務局	だから一か所ずつ、一区画

事務局	<p>今回熊本県農業公社に出している案件が、かなりあったんですけども、農業委員会の総会には公社に出し手の分は総会にかかりますけれども、公社から受け手に出す分については中間管理機構が承認をして出すものになりますので総会にはかかりません。なので受け手がどなたかというのはこちらで把握して。</p> <p>例えば相互解約とかになってもまずは受けている人と公社が解約されるので。ここに上がっている時点ですでに貸し借りがお互いが取れているものを上げさせていただいていますのでここで今回公社に貸すというのを総会にかけさせていただいて、うちが広告をしてから、今度は公社のほうを受け手のほうに貸すというのをされます。</p>
事務局	<p>登録だけはと言ってこられるんですけども、結局登録しても受け手が見つからなければ、2年間は登録だけは残るんですが、結局管理は自分がされないといけないので、また本人に戻る形になるので、間違いなく見つからないです。</p>
会長	<p>以上でいいですか。お忙しいときに大変長時間。</p> <p>以上をもって第35回南阿蘇村農業委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。</p>

7. 閉会時刻 時 分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

番

番